

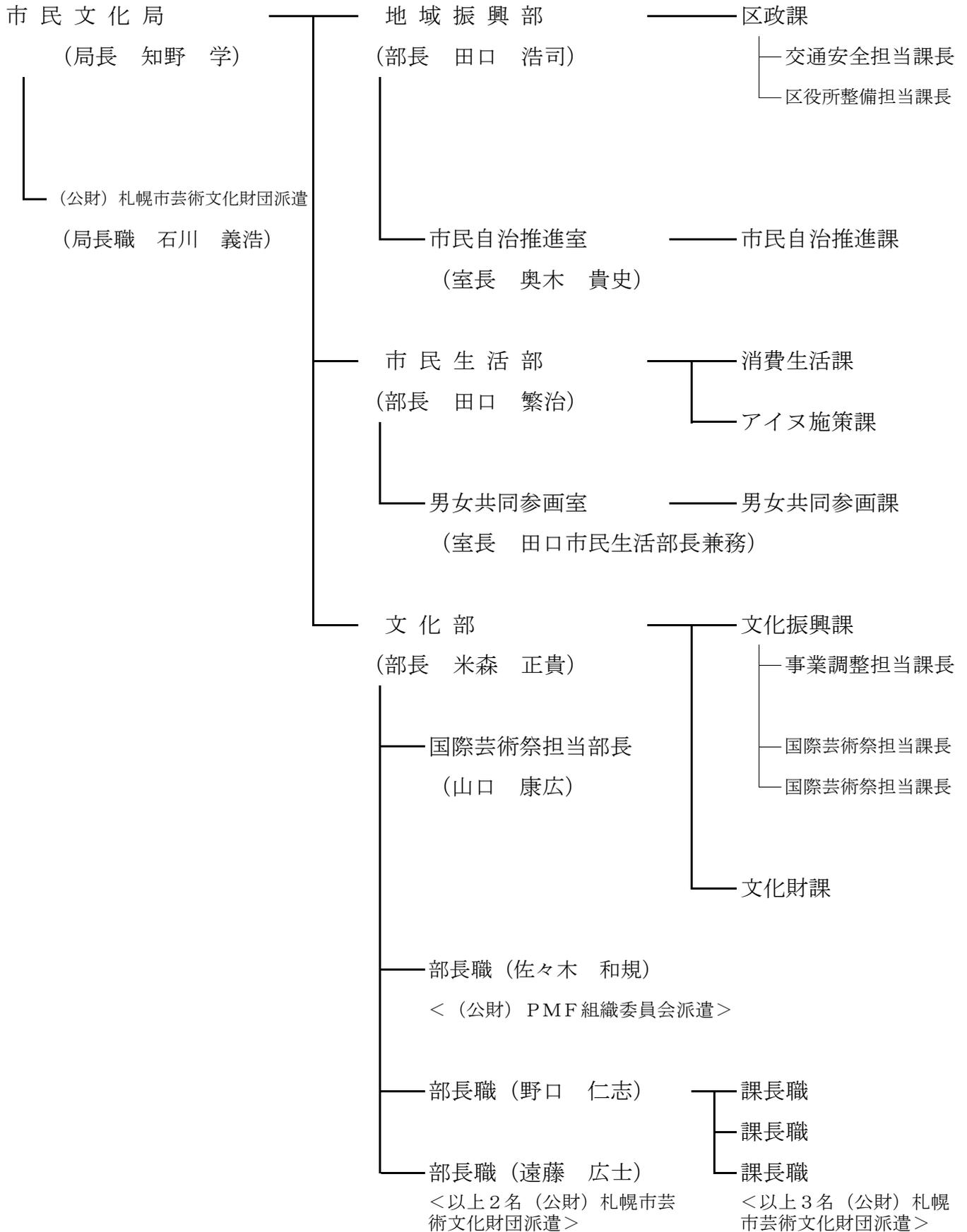
財政市民委員会資料（市民文化局）

令和7年4月

1	市民文化局機構及び役職者名	1
2	市民文化局 機構別事務分掌	2
3	各区機構及び役職者名	4
4	区機構別事務分掌	14
5	令和7年度における主要事務事業	22

市民文化局機構及び役職者名

(令和7年4月30日現在)



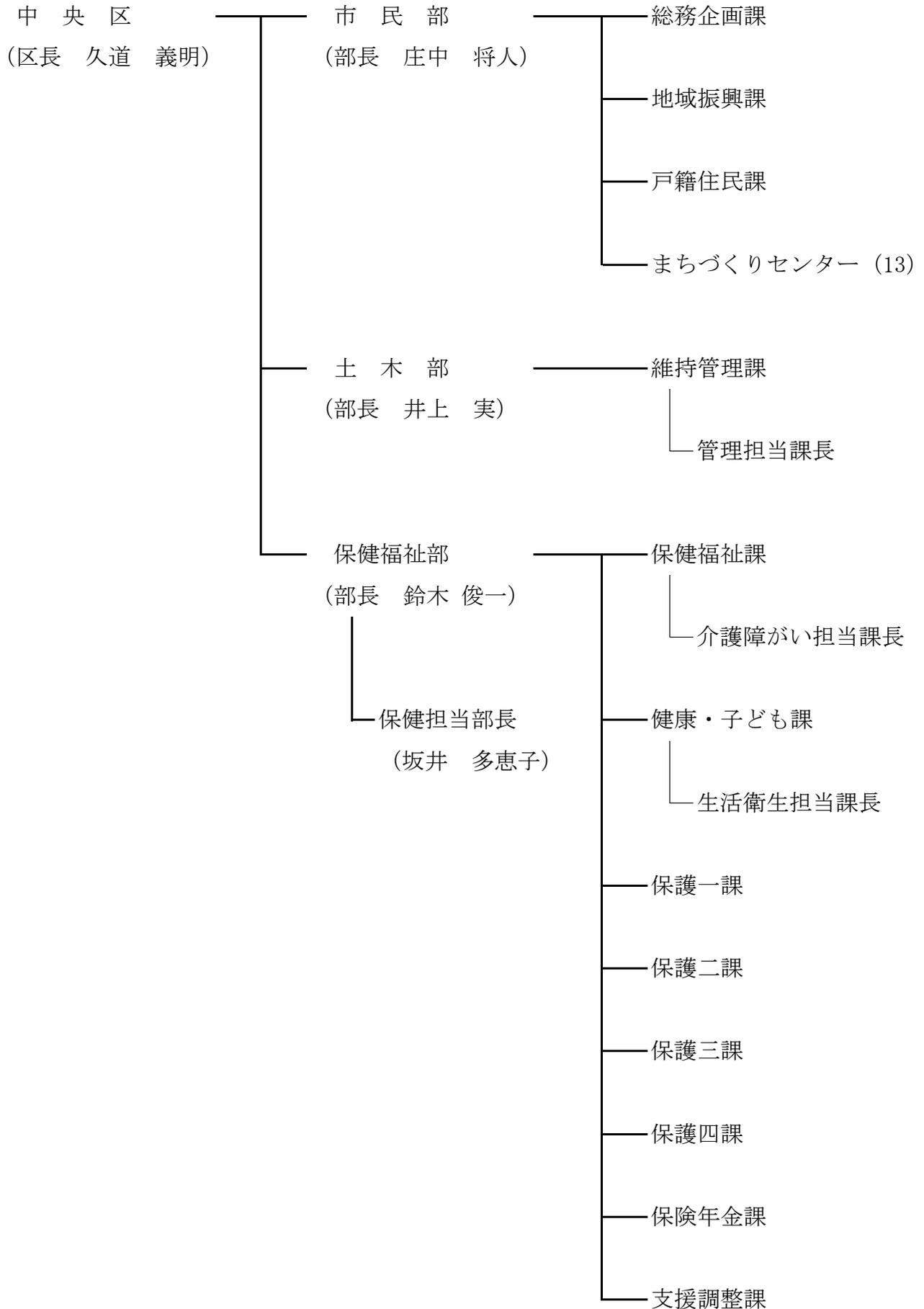
市民文化局 機構別事務分掌

組織		事務分掌
地域振興部	区政課	(1) 局所管事務の運営管理に係る総括調整に関する事 (2) 区的一般事務管理関係予算、庶務等の総括調整に関する事 (3) 区行政の推進に係る調査研究及び総括調整に関する事 (4) 区の境界に関する事 (5) 区役所庁舎等の施設整備計画及び更新に関する事 (6) 区役所、区民センター、コミュニティセンター、地区センター、まちづくりセンター及び地区会館の維持管理の調整に関する事 (7) 交通安全実施計画の策定に関する事 (8) 違法駐車等の防止等に係る事業の推進に関する事 (9) 各種交通安全運動、行事等の企画及び指導並びに関係機関との連絡調整に関する事 (10) 前3号に係る区の事務の総括調整に関する事 (11) 地域防犯の推進に関する事 (12) 犯罪被害者等支援（性暴力被害者支援を除く。）に関する事 (13) 区民センター、コミュニティセンター及び地区センターの運営等の調整に関する事 (14) まちづくりセンターの管理（情報交流機能を除く。）及び地区会館の運営管理の調整に関する事 (15) 市民集会施設に係る補助の総括に関する事 (16) 自衛官募集事務の総括に関する事 (17) 平和事業の推進に関する事 (18) 交通安全対策会議の庶務に関する事 (19) 犯罪のない安全で安心なまちづくり等審議会の庶務に関する事 (20) 部内の経理に関する事 (21) 局内他部及び部内他課所の主管に属しない事
市民自治推進室	市民自治推進課	(1) 市民自治の推進に関する事 (2) まちづくりセンターの運営に関する事 (3) 地域のまちづくり活動の支援に関する事 (4) 住民組織の振興の総括に関する事 (5) 地縁団体の認可に関する事 (6) 市民自治推進会議の庶務に関する事 (7) 市民活動の促進に関する事 (8) 市民活動サポートセンターの管理運営に関する事 (9) 市民まちづくり活動促進テーブルの庶務に関する事 (10) 特定非営利活動法人の認証及び認定に関する事 (11) 控除対象特定非営利活動法人の指定に関する事 (12) 控除対象特定非営利活動法人審査委員会の庶務に関する事

組織		事務分掌
市民生活部	消費生活課	<ul style="list-style-type: none"> (1) 消費生活の安定及び向上を図るための施策に係る企画及び調整に関すること。 (2) 消費生活の合理化を図るための消費者教育並びに消費者への啓発及び情報提供に関すること。 (3) 消費生活に係る相談及び苦情、要望、意見等の集約に関すること。 (4) 消費者の利益の擁護及び消費者団体の育成に関すること。 (5) 生活関連物資等に係る価格及び需給状況の調査研究並びに物価対策の企画等に関すること。 (6) 消費者施策に係る報告徴収、立入検査等に関すること。 (7) 消費者センターの運営に関すること。 (8) 消費生活審議会の庶務に関すること。 (9) 計量器の定期検査に関すること。 (10) 計量の規制に関すること。 (11) 計量器使用事業場の指定に関すること。 (12) 計量に関する啓発指導に関すること。 (13) 部内の経理に関すること。 (14) 部内他課所の主管に属しないこと。
	アイヌ施策課	<ul style="list-style-type: none"> (1) アイヌ施策に係る調整及び企画に関すること。 (2) アイヌ文化交流センターの管理運営に関すること。 (3) アイヌ施策推進委員会の庶務に関すること。
	男女共同参画室	男女共同参画課
文化部	文化振興課	<ul style="list-style-type: none"> (1) 文化芸術の振興に関すること。 (2) 文化行政の総括調整に関すること。 (3) 文化芸術基本計画に関すること。 (4) 文化芸術施設の管理運営及び整備計画に関すること。 (5) 博物館の建設計画に関すること。 (6) 文化施設の修繕計画に関すること。 (7) 札幌国際芸術祭に関すること。 (8) 部内の経理に関すること。 (9) 部内他課の主管に属しないこと。
	文化財課	<ul style="list-style-type: none"> (1) 文化財保護に関すること。 (2) 文化財の管理に関すること。 (3) 時計台に関すること。 (4) 豊平館に関すること。 (5) 手稻記念館に関すること。 (6) 郷土資料館に関すること。 (7) 埋蔵文化財に関すること（中央図書館の所管に係るものを除く。）。 (8) 文化財保護審議会の庶務に関すること。

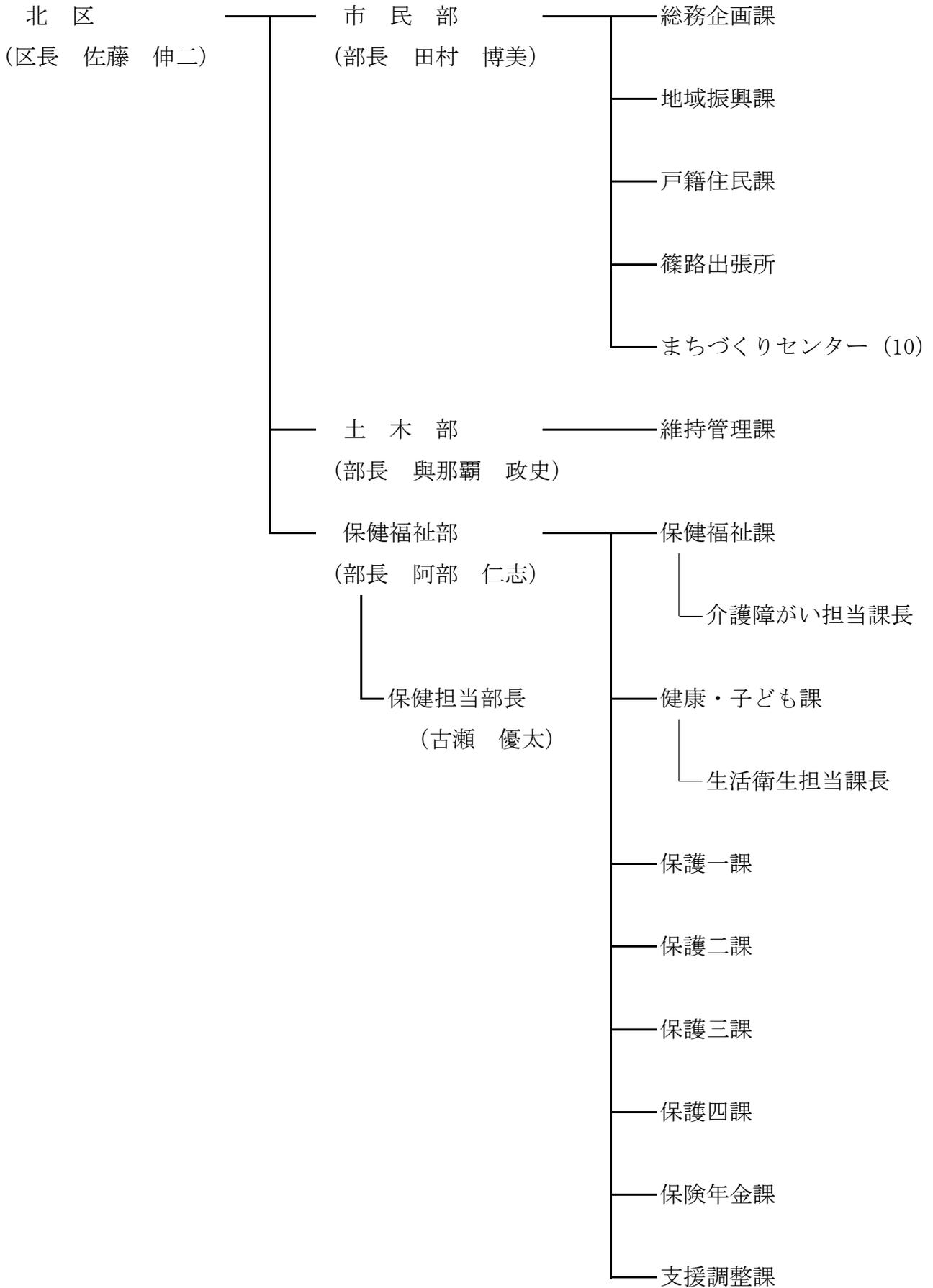
中央区機構及び役職者名

(令和7年4月30日現在)



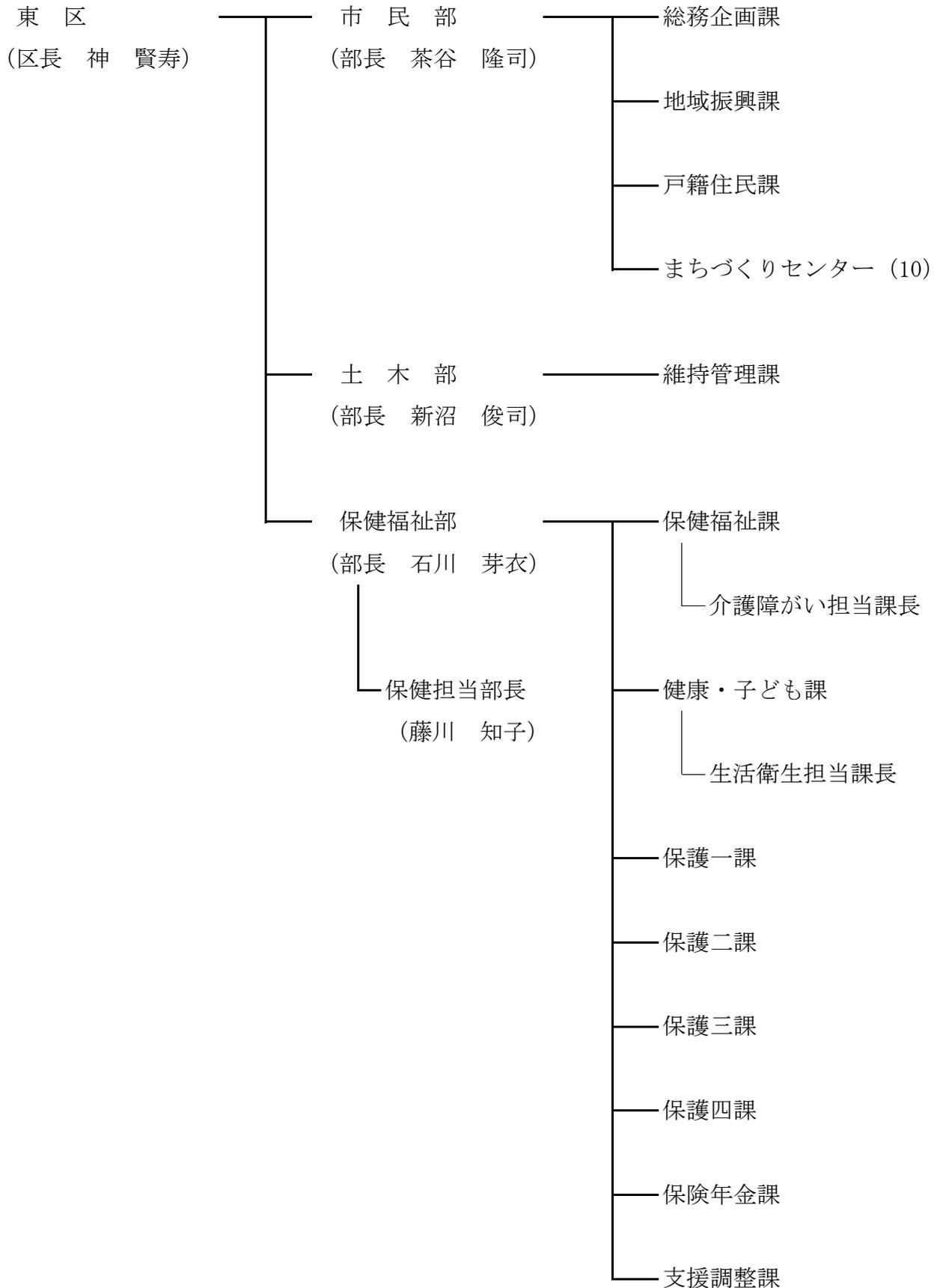
北区機構及び役職者名

(令和7年4月30日現在)



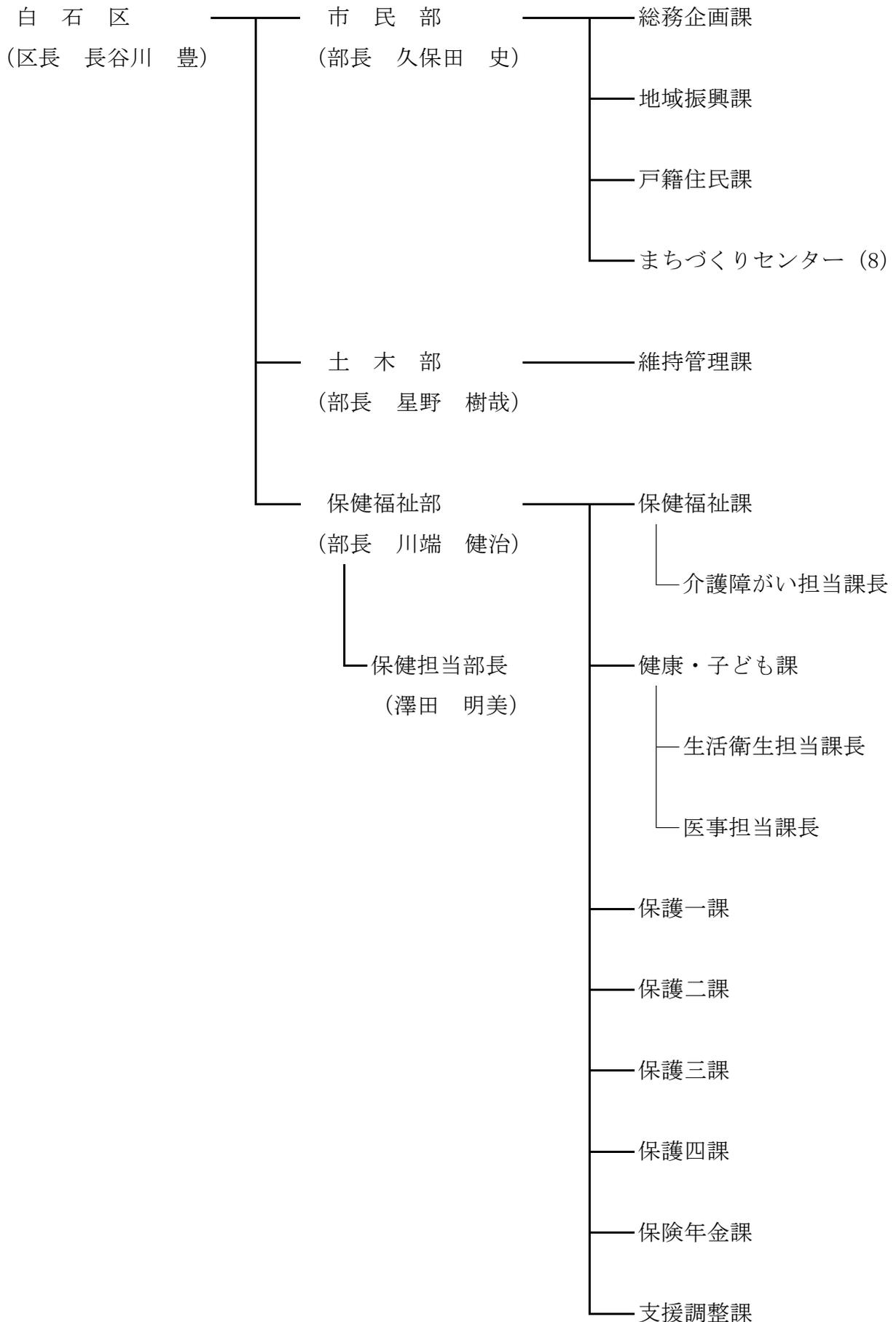
東 区 機 構 及 び 役 職 者 名

(令和7年4月30日現在)



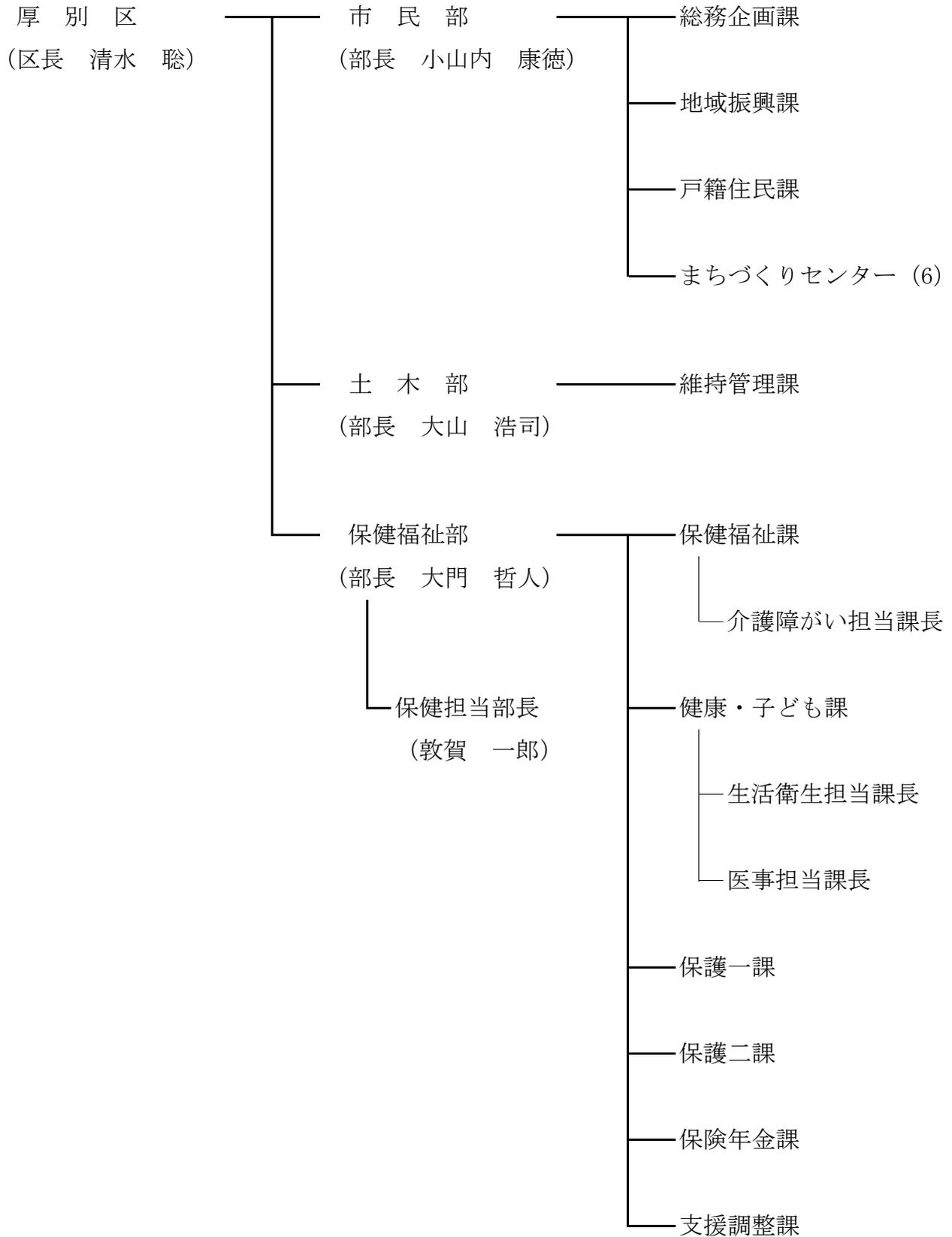
白石区機構及び役職者名

(令和7年4月30日現在)



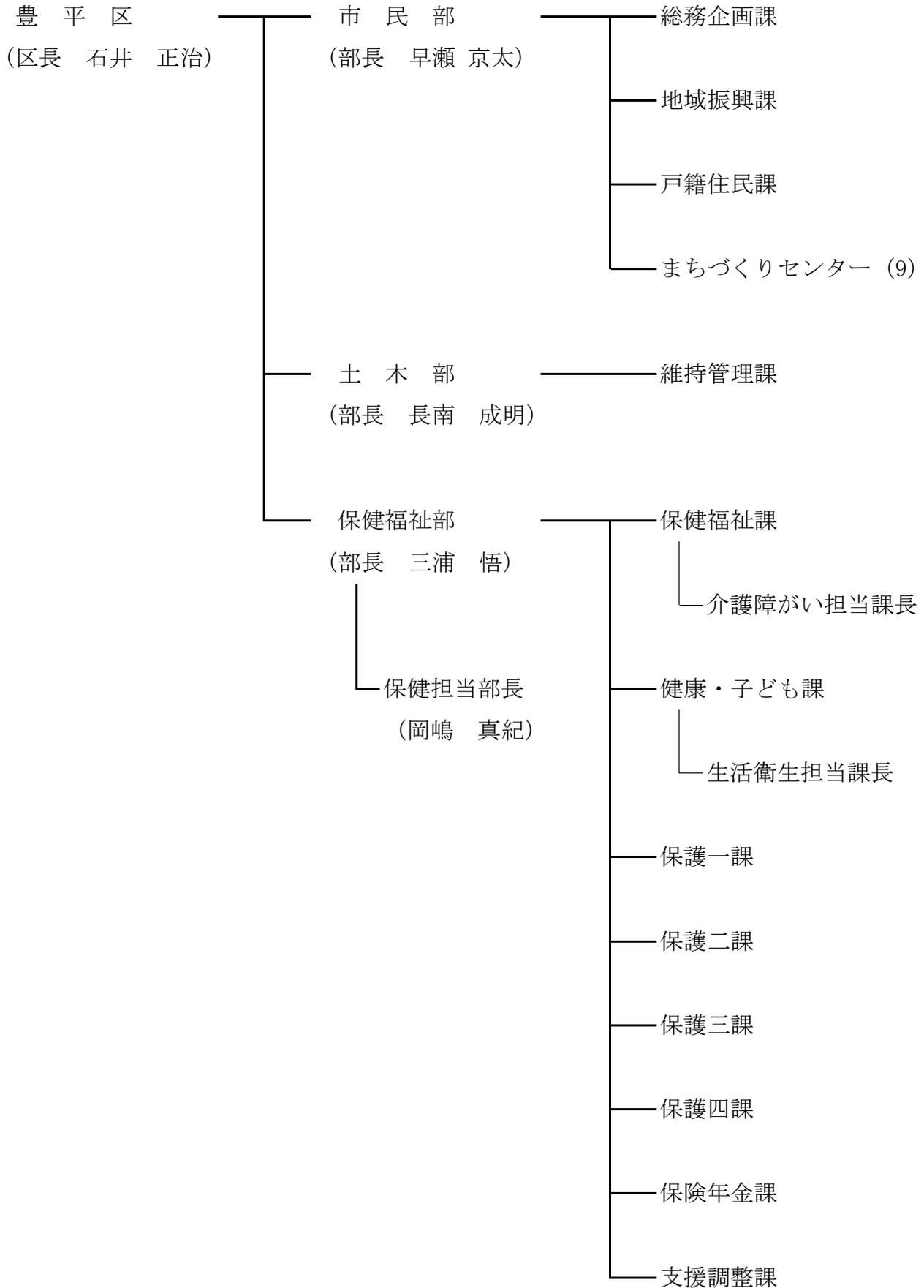
厚別区機構及び役職者名

(令和7年4月30日現在)



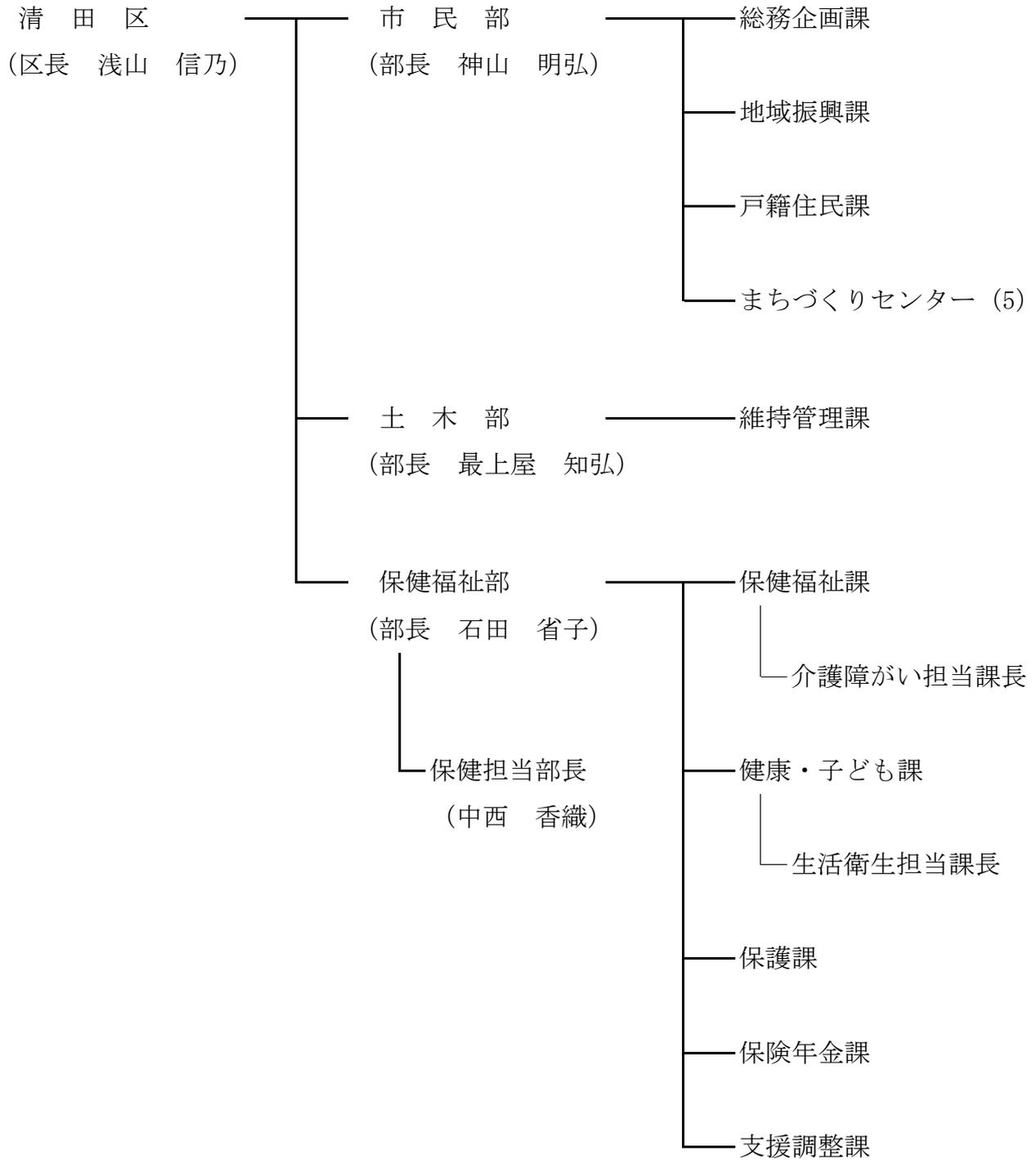
豊平区機構及び役職者名

(令和7年4月30日現在)



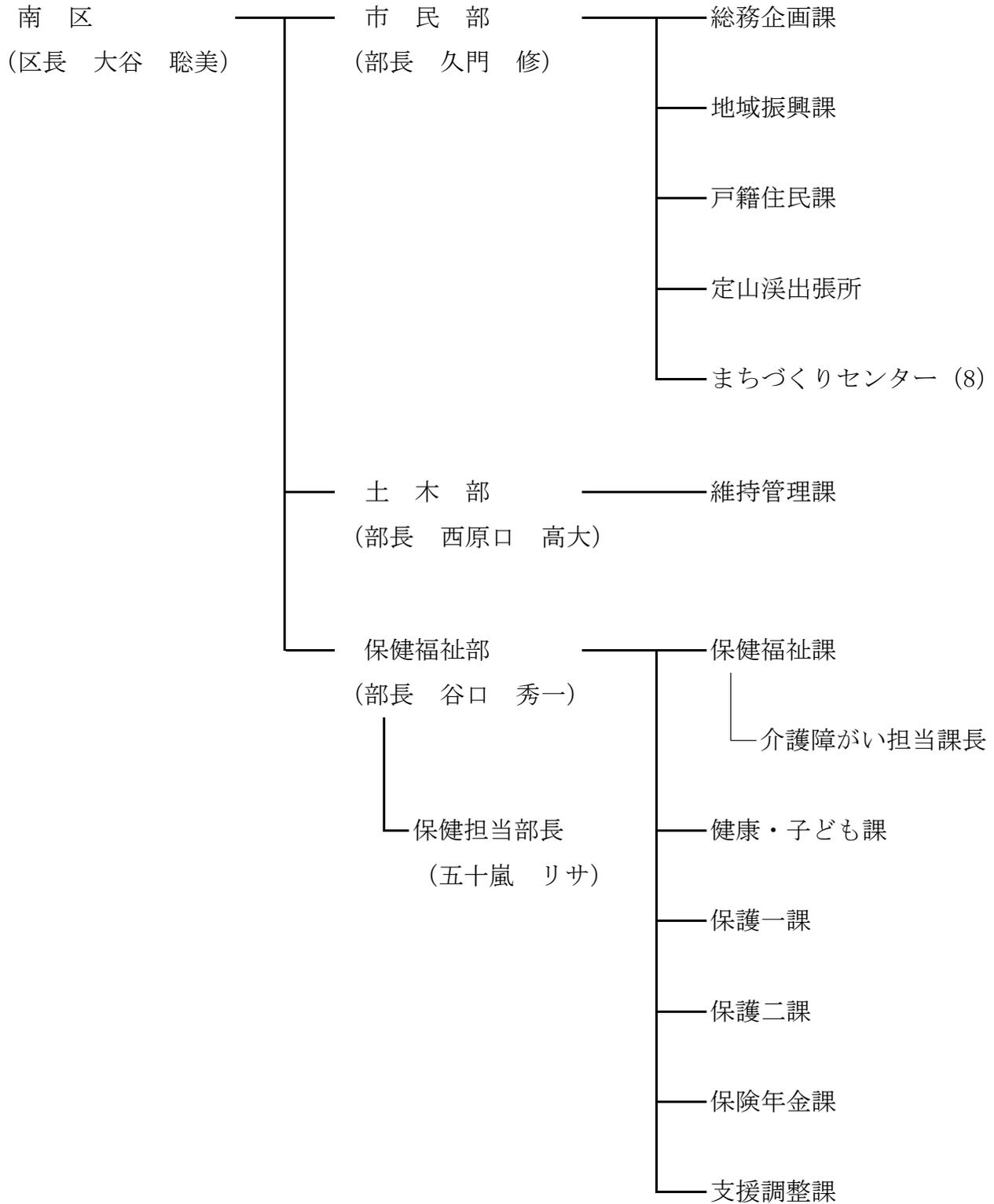
清 田 区 機 構 及 び 役 職 者 名

(令和7年4月30日現在)



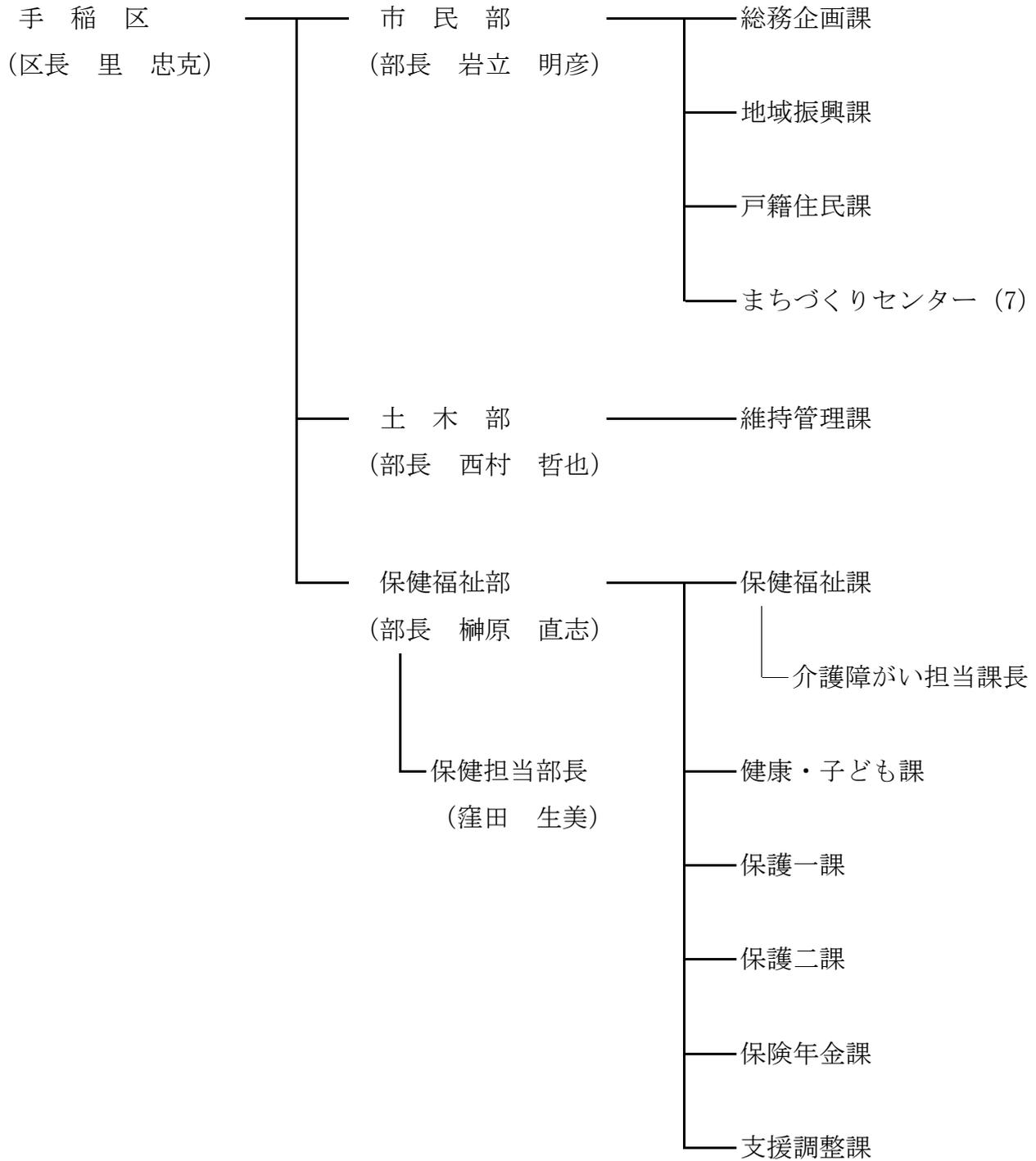
南区機構及び役職者名

(令和7年4月30日現在)



手 稲 区 機 構 及 び 役 職 者 名

(令和7年4月30日現在)



区 機 構 別 事 務 分 掌

組織	事務分掌
市民部	<p>総務企画課</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 区所管事務の運営管理に係る総括調整に関すること。 (2) 区行政の推進に係る事項の調査、企画及び調整に関すること。 (3) まちづくり戦略ビジョン及びこれに基づく実施計画並びにこれらに基づく基本的な計画の区関係部分に係る調整に関すること。 (4) 文書の收受発送及び完結文書保存に関すること。 (5) 区に係る公印の管理に関すること。 (6) 区役所集中管理自動車の使用及び維持管理に関すること。 (7) 区役所庁舎の維持管理及び庁中取締りに関すること。 (8) 区役所出張所庁舎の維持管理（市長が定めるものに限る。）に関すること（北区及び南区に限る。）。 (9) 地区集会所の維持管理（市長が定めるものに限る。）に関すること（北区及び南区に限る。）。 (10) 区民センター、コミュニティセンター、地区センター、地区会館及びまちづくりセンター（中央区にあつては円山児童会館及び桑園児童会館、北区にあつては太平児童会館及び麻生児童会館、東区にあつては北光児童会館、厚別区にあつては厚別南児童会館、豊平区にあつては豊平児童会館及び美園児童会館、清田区にあつては清田中央児童会館、南区にあつてはみすまい児童会館を含む。）に係る施設の維持管理（市長が定めるものに限る。）に関すること（コミュニティセンターにあつては北区及び手稲区に限る。）。 (11) 部所管施設に係る委託契約に関すること。 (12) 部所管公有財産の管理に関すること。 (13) 市民交流広場の管理運営に関すること（厚別区及び清田区に限る。）。 (14) 防犯に係る連絡調整に関すること。 (15) 交通安全運動及び関係団体との連絡調整に関すること。 (16) 区災害対策の連絡調整に関すること。 (17) 区選挙管理委員会との連絡調整に関すること。 (18) 広報誌の区版の作成及び広報誌の配布に関すること。 (19) 区民の相談及び要望等への対応の総括に関すること。 (20) 区長懇談会等区に係る集団広聴の実施に関すること。 (21) 部内の経理に関すること。 (22) 区内他部及び部内他課所の主管に属しないこと。
	<p>地域振興課</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 地域におけるまちづくり活動に係る調整に関すること。 (2) 未来へつなぐ笑顔のまちづくり活動推進事業の企画及び調整に関すること。 (3) 住民組織の振興（まちづくりセンターが所管するものを除く。）に関すること。 (4) 地区センター、まちづくりセンター（篠路茨戸まちづくりセンター及び定山溪まちづくりセンターを除く。）及び地区会館の新築、改築等の要望に係る事務の連絡調整に関すること。 (5) 地区会館の運営に関する指導及び助言に関すること。 (6) 市民集会施設の補助に関すること。

組織		事務分掌
(市民部)	(地域振興課)	<p>(7) 各種統計調査の実施に関する事。</p> <p>(8) 自衛官の募集に関する事。</p> <p>(9) まちづくりセンターにおける未来へつなぐ笑顔のまちづくり活動推進事業の企画及び実施に係る調整に関する事。</p> <p>(10) 地区住民組織の振興に関してまちづくりセンターが行う事務の連絡調整に関する事。</p> <p>(11) 前号に掲げるもの以外の事務に係るまちづくりセンターとの連絡調整に関する事。</p> <p>(12) 地域住民の生涯学習に係る事業の企画、調整及び実施に関する事。</p> <p>(13) 地域の生涯学習関係団体との連絡調整に関する事。</p> <p>(14) 青少年健全育成のための各種事業の推進及び成人式に関する事。</p> <p>(15) 区民センター、コミュニティセンター及び地区センターに関する事（第4号に掲げるものを除き、コミュニティセンターにあつては、北区及び手稲区に限る。）。ただし、総務企画課並びに屯田まちづくりセンター、拓北・あいの里まちづくりセンター、清田まちづくりセンター、里塚・美しが丘まちづくりセンター、藤野まちづくりセンター、藻岩まちづくりセンター、手稲まちづくりセンター、新発寒まちづくりセンター及び星置まちづくりセンターの所管に係るものを除く。</p>
	戸籍住民課	<p>(1) 住民基本台帳に関する事。</p> <p>(2) 住民記録に関する事。</p> <p>(3) 戸籍及び戸籍の附票に関する事。</p> <p>(4) 外国人住民に係る住居地の届出に関する事。</p> <p>(5) 印鑑の登録及び登録証明に関する事。</p> <p>(6) 身分証明、転出証明、住居表示変更証明その他諸証明に関する事。</p> <p>(7) 個人番号カードに関する事。</p> <p>(8) 電子署名に係る認証業務に関する事。</p> <p>(9) 人口動態調査に関する事。</p> <p>(10) 臨時運行許可に関する事。</p> <p>(11) 学齢児童、生徒に関する事。</p> <p>(12) 埋火葬の許可に関する事。</p> <p>(13) 犯罪人名簿に関する事。</p> <p>(14) 市税に係る諸証明書の交付に関する事（別に定めるものに限る。）。</p>
土木部	維持管理課	<p>(1) 公園緑地等（みどりの推進部の所管に係るものを除く。以下この項において同じ。）の占用許可及び公園緑地等内の行為の許可に関する事。</p> <p>(2) 市民記念植樹の受付に関する事。</p> <p>(3) 道路の占用及び掘削の許可に関する事（建設局総務部の所管に係るものを除く。）。</p> <p>(4) 道路占用の監督処分に関する事。</p> <p>(5) 道路損傷に対する原状回復命令に関する事。</p> <p>(6) 屋外広告物の許可及び違反広告物の取締りに関する事。</p>

組織		事務分掌
(土木部)	(維持管理課)	<p>(7) 道路法に基づく通行禁止及び制限並びにこれらに伴う公安委員会との協議に關すること。</p> <p>(8) 道路標識及び街路灯の設置及び維持管理に關すること。</p> <p>(9) 道路の監察パトロールに關すること。</p> <p>(10) 私人の行う道路工事の承認に關すること。</p> <p>(11) 道路認定の願出の受付及び相談に關すること。</p> <p>(12) 道路用地の寄附申出の受付及び相談に關すること。</p> <p>(13) 私設街路灯の設置費補助等に關すること。</p> <p>(14) 道路、公園緑地等及び河川のパトロールに關すること。</p> <p>(15) 道路、橋梁及び河川の維持補修の計画及び実施に關すること。</p> <p>(16) 道路の新設改良、橋梁の新設架換及び河川工事の施行に關すること。</p> <p>(17) 他部から委託された工事施行に關すること。</p> <p>(18) 道路等の除雪の計画及び実施に關すること。</p> <p>(19) 道路等の除雪に係る地域との連携に關すること（建設局土木部の所管に係るものを除く。）。</p> <p>(20) 区内スキー場に關すること（南区に限る。）。</p> <p>(21) 公園緑地等の運営管理並びに街路樹等の管理及び維持補修に關すること。</p> <p>(22) 公園緑地等の設計及び工事に關すること。</p> <p>(23) 区土木部庁舎の維持管理に關すること。</p> <p>(24) 部内の経理に關すること。</p>
保健福祉部	保健福祉課	<p>(1) 地域福祉の推進に關すること。</p> <p>(2) 旧軍人、戦傷病者及び戦没者遺族の援護に關すること。</p> <p>(3) 戦傷病者に対する補装具の支給及び修理に關すること。</p> <p>(4) 災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給並びに災害援護資金の貸付けに關すること。</p> <p>(5) 行旅病人及び行旅死亡人並びに引取者のない遺骨の取扱いに關すること。</p> <p>(6) 老人クラブの運営指導に關すること。</p> <p>(7) 区民生委員・児童委員関係事務の総括に關すること。</p> <p>(8) 区社会福祉協議会の事業支援に關すること。</p> <p>(9) 地域保健福祉の推進に係る事業の連絡調整に關すること。</p> <p>(10) 地域自主運営を行っているまちづくりセンターが所管する地区内における地域保健福祉活動の支援及び調整に關すること。</p> <p>(11) 災害に備えた要配慮者避難支援の促進に關すること。</p> <p>(12) 児童扶養手当及び特別児童扶養手当の受付に關すること。</p> <p>(13) 児童手当、災害遺児手当並びに災害遺児入学及び就職支度資金の受付及び支給に關すること。</p> <p>(14) 心身障害者扶養共済制度の実施に關すること。</p> <p>(15) 子ども、重度心身障がい者及びひとり親家庭等に係る医療費の助成に關すること。</p> <p>(16) 老人福祉法に關すること。</p> <p>(17) 健康増進法による健康増進事業（市長が定めるものに限る。）の実施に關すること。</p>

組織		事務分掌
(保健福祉部)	(保健福祉課)	<p>(18) 国民健康保険に係る特定保健指導（健康・子ども課の所管に係るものを除く。）に関すること。</p> <p>(19) 高齢者の虐待防止に関すること。</p> <p>(20) 要介護認定及び要支援認定に関すること。</p> <p>(21) 介護保険の給付、負担限度額等の認定及び利用者負担額の減額に関すること。</p> <p>(22) 介護認定審査会（部会に限る。）の庶務に関すること。</p> <p>(23) 地域支援事業の運営に関すること。</p> <p>(24) 地域包括支援センターとの連絡調整に関すること。</p> <p>(25) 知的障害者福祉法に関すること。</p> <p>(26) 身体障害者福祉法に関すること。</p> <p>(27) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に関すること。</p> <p>(28) 児童福祉法の規定による障害児通所支援等に関すること。</p> <p>(29) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に関すること（精神保健福祉センターの所管に係るものを除く。）。</p> <p>(30) 障害児福祉手当及び特別障害者手当の受付及び支給に関すること。</p> <p>(31) 障害支援区分認定等審査会（部会に限る。）の庶務に関すること。</p> <p>(32) 障害者の虐待防止に関すること。</p> <p>(33) 高齢者、障がい者等の保健福祉及び介護保険に係る相談及び苦情並びにこれらに伴う指導及び助言に関すること。</p> <p>(34) 保健福祉に係る総合的な相談並びにこれに伴う部内調整、指導及び助言に関すること。</p> <p>(35) その他区内社会福祉施設との連絡調整に関すること（健康・子ども課の所管に係るものを除く。）。</p> <p>(36) 部内（保険年金課を除く。）の経理に関すること（健康・子ども課の所管に係るものを除く。）。</p> <p>(37) 部内他課の主管に属しないこと。</p>
	健康・子ども課	<p>(1) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に関すること（市長が定めるものに限る。）。</p> <p>(2) 難病対策に関すること。</p> <p>(3) 母子保健に関すること。</p> <p>(4) 歯科保健に関すること。</p> <p>(5) 育成医療その他児童に係る医療の給付に関すること。</p> <p>(6) 東健康づくりセンターの維持管理（市長が定めるものに限る。）に関すること（東区に限る。）。</p> <p>(7) 地域の健康づくりに関すること。</p> <p>(8) 健康増進法による健康増進事業（障がい保健福祉部、ウェルネス推進部、保健所及び保健福祉課の所管に係るものを除く。）の実施に関すること。</p> <p>(9) 母子、成人及び老人の保健指導に関すること。</p> <p>(10) 国民健康保険に係る特定健康診査（後期高齢者等の健康診査を含み、保険年金課の所管に係るものを除く。）・特定保健指導（市長が定めるものに限る。）に関すること。</p>

組織	事務分掌
(保健福祉部) (健康・子ども課)	<p>(11) 栄養指導・食育(市長が定めるものに限る。)に関する事。</p> <p>(12) 助産施設入所者からの費用徴収に関する事。</p> <p>(13) 母子生活支援施設入所者からの費用徴収に関する事(中央区、東区、豊平区及び南区に限る。)</p> <p>(14) 児童福祉法に関する事(保健福祉課の所管に係るものを除く。)</p> <p>(15) 子どものための教育・保育給付に係る教育・保育給付認定並びに子育てのための施設等利用給付に係る施設等利用給付認定及び償還払いに関する事。</p> <p>(16) 子ども・子育て支援法に基づく情報の提供等に関する事。</p> <p>(17) 母子及び父子並びに寡婦福祉法に関する事。</p> <p>(18) 家庭児童相談に関する事。</p> <p>(19) 婦人相談に関する事。</p> <p>(20) 地域子育て支援事業の実施に関する事。</p> <p>(21) 子育てに係る市内他機関との連携・調整に関する事(子育て支援部の所管に係るものを除く。)</p> <p>(22) 児童虐待に関する事(児童相談所の所管に係るものを除く。)</p> <p>(23) 衛生害虫の駆除相談等の環境衛生関係の市民相談に関する事。</p> <p>(24) 空き地等に繁茂する雑草の除去の指導に関する事。</p> <p>(25) 畜犬の登録及び犬猫の引取りに関する事。</p> <p>(26) 保健センターの管理運営に関する事。</p> <p>(27) 部内の経理に関する事(健康・子ども課に係るもの(市長が定めるものを除く。)に限る。)</p>
保護一課 (清田区以外の区)	<p>(1) 生活保護法に関する事(保健福祉部長が定めるものに限る。)</p> <p>(2) 保護金品の支給に関する事。</p> <p>(3) 生活保護の統計に関する事。</p> <p>(4) 保護一課、保護二課、保護三課及び保護四課(厚別区、南区及び手稲区にあつては保護一課及び保護二課、西区にあつては保護一課、保護二課及び保護三課)所管事務の総括調整に関する事。</p>
保護二課 (清田区以外の区)	<p>(1) 生活保護法に関する事(保護一課、保護三課及び保護四課(厚別区、南区及び手稲区にあつては保護一課、西区にあつては保護一課及び保護三課)の所管に係るものを除く。)</p>
保護三課 (厚別区、清田区、南区及び手稲区以外の区)	<p>(1) 生活保護法に関する事(保護一課、保護二課及び保護四課(西区にあつては、保護一課及び保護二課)の所管に係るものを除く。)</p>
保護四課(中央区、北区、東区、白石区及び豊平区)	<p>(1) 生活保護法に関する事(保護一課、保護二課及び保護三課の所管に係るものを除く。)</p>

組織		事務分掌
(保健福祉部)	保護課 (清田区)	(1) 生活保護法に関すること。 (2) 保護金品の支給に関すること。 (3) 生活保護の統計に関すること。
	保険年金課	(1) 国民健康保険の資格得喪に関すること。 (2) 国民健康保険の給付に関すること。 (3) 国民健康保険料の賦課徴収及び滞納処分に関すること。 (4) 保健事業の実施に関すること。 (5) 国民健康保険に係る特定健康診査（後期高齢者の健康診査を含む。）の受診券交付及びデータの管理に関すること。 (6) 国保協力会に関すること。 (7) 国民年金の資格得喪に関すること。 (8) 国民年金に係る届出書等の受理及び送付に関すること。 (9) 特別障害給付金に係る請求書等の受理、送付等に関すること。 (10) 年金生活者支援給付金に係る請求書等の受理、送付等に関すること。 (11) 介護保険の資格得喪に関すること。 (12) 介護保険料の賦課徴収及び滞納処分に関すること。 (13) 後期高齢者医療に係る申請書等の受理及び送付に関すること。 (14) 後期高齢者医療保険料の徴収、督促及び滞納処分に関すること。 (15) 部内の経理（保険年金課に係るものに限る。）に関すること。
	支援調整課	(1) 複合的な福祉課題を抱えた世帯への支援に係る調整に関すること。 (2) 複合支援推進会議の開催及びこれに係る調整に関すること。
		(1) まちづくりセンター（地域自主運営を行っているものを除く。）が所管する地区内における地域保健福祉活動の支援及び調整に関すること。

組織		事務分掌
(北区)市民部 (南区)市民部	篠路出張所 定山溪出張所	<ul style="list-style-type: none"> (1) 住民基本台帳に関する事。 (2) 戸籍及び戸籍の附票に関する事。 (3) 印鑑の登録及び登録証明に関する事。 (4) 転出証明その他諸証明に関する事。 (5) 臨時運行許可に関する事。 (6) 埋火葬許可に関する事。 (7) 交通安全の推進に関する事。 (8) 地区集会所の管理運営に関する事。 (9) 市税に係る諸証明書の交付に関する事（別に定めるものに限る。）。 (10) 児童手当に関する事（篠路出張所に限る。）。 (11) 子ども医療費の助成に関する事（篠路出張所に限る。）。 (12) 介護保険に関する事（篠路出張所に限る。）。 (13) 敬老優待乗車証に関する事（篠路出張所に限る。）。 (14) 高齢者、障がい者等の保健福祉に関する事（篠路出張所に限る。）。 (15) 母子保健に関する事（篠路出張所に限る。）。 (16) 難病対策に関する事（篠路出張所に限る。）。 (17) 子ども・子育て支援法に基づく情報の提供等に関する事（篠路出張所に限る。）。 (18) 国民健康保険に関する事（篠路出張所に限る。）。 (19) 国民年金に関する事（篠路出張所に限る。）。 (20) 後期高齢者医療に関する事（篠路出張所に限る。）。 (21) その他区長が必要と認めた事。

組織	事務分掌
<p>市民部</p> <p>本府・中央、東北・東、苗穂、豊水、西創成、曙、山鼻、幌西、大通・西、南円山、円山、桑園、宮の森まちづくりセンター(中央区)</p> <p>篠路茨戸、鉄西、幌北、北、新川、新琴似、新琴似西、屯田、麻生、太平百合が原、拓北・あいの里まちづくりセンター(北区)</p> <p>鉄東、北光、北栄、栄西、栄東、元町、伏古本町、丘珠、札苗、苗穂東まちづくりセンター(東区)</p> <p>白石、東白石、東札幌、菊水、北白石、北東白石、白石東、菊の里まちづくりセンター(白石区)</p> <p>厚別中央、厚別南、厚別西、もみじ台、青葉、厚別東まちづくりセンター(厚別区)</p> <p>豊平、美園、月寒、平岸、中の島、西岡、福住、東月寒、南平岸まちづくりセンター(豊平区)</p> <p>北野、清田中央、平岡、清田、里塚・美しが丘まちづくりセンター(清田区)</p> <p>定山溪、真駒内、石山、簾舞、藤野、藻岩、藻岩下、澄川、芸術の森地区まちづくりセンター(南区)</p> <p>八軒、琴似二十四軒、西町、発寒北、西野、山の手、発寒、八軒中央まちづくりセンター(西区)</p> <p>手稲、手稲鉄北、前田、新発寒、富丘西宮の沢、稲穂金山、星置まちづくりセンター(手稲区)</p>	<p>(1) 地区住民組織の振興及び住民組織のネットワーク化支援に関すること。</p> <p>(2) 市民集会施設の補助に係る相談及び要望等の集約に関すること。</p> <p>(3) 戸籍及び住民記録業務等の取次ぎに関すること(篠路茨戸まちづくりセンター及び定山溪まちづくりセンターを除く。)</p> <p>(4) 地区に係る要望等の収集に関すること。</p> <p>(5) 地区のまちづくりに関する施策等の企画及び推進に係る調整に関すること。</p> <p>(6) 地域情報の交流及び市政情報の提供に関すること。</p> <p>(7) 児童会館の管理(市長が定めるものに限る。)に関すること(円山まちづくりセンター(円山児童会館に限る。)、桑園まちづくりセンター(桑園児童会館に限る。)、麻生まちづくりセンター(麻生児童会館に限る。)、太平百合が原まちづくりセンター(太平児童会館に限る。)、北光まちづくりセンター(北光児童会館に限る。)、厚別南まちづくりセンター(厚別南児童会館に限る。)、豊平まちづくりセンター(豊平児童会館に限る。)、美園まちづくりセンター(美園児童会館に限る。)、清田中央まちづくりセンター(清田児童会館に限る。)及び簾舞まちづくりセンター(みすまい児童会館に限る。)に限る。)</p> <p>(8) 地区センターの管理(市長が定めるものに限る。)に関すること(屯田まちづくりセンター(屯田地区センターに限る。)、拓北・あいの里まちづくりセンター(拓北・あいの里地区センターに限る。)、里塚・美しが丘まちづくりセンター(里塚・美しが丘地区センターに限る。)、藤野まちづくりセンター(藤野地区センターに限る。)、藻岩まちづくりセンター(もいわ地区センターに限る。)、新発寒まちづくりセンター(新発寒地区センターに限る。)及び星置まちづくりセンター(星置地区センターに限る。)に限る。)</p> <p>(9) コミュニティセンターの管理(市長が定めるものに限る。)に関すること(手稲まちづくりセンター(手稲コミュニティセンターに限る。)に限る。)</p> <p>(10) 区民センターの管理(市長が定めるものに限る。)に関すること(清田まちづくりセンター(清田区民センターに限る。)に限る。)</p> <p>(11) その他区長が必要と認めたこと。</p>

令和7年度における主要事務事業（市民文化局）

【地域振興部】

- (1) 区行政の推進
- (2) 地域防犯の推進
- (3) 平和事業の推進
- (4) まちづくりセンター、地域コミュニティ施設等の整備及び管理
- (5) 区役所庁舎等の施設整備計画及び更新
- (6) 交通安全対策等の推進

【市民自治推進室】

- (1) 市民自治の推進
- (2) 地域でのまちづくりの推進
- (3) 住民組織の振興
- (4) 市民活動の促進
- (5) 市民まちづくり活動促進基金（さぽーとほっと基金）
- (6) NPOの認証と認定・指定

【市民生活部】

- (1) 消費生活の安定向上の促進
- (2) 計量器の検査及び指導の促進
- (3) アイヌ伝統文化の保存・継承及び市民理解の促進
- (4) アイヌ文化交流センター・アイヌ文化を発信する空間の運営
- (5) アイヌ住宅新築資金等の貸付及び収納対策

【男女共同参画室】

- (1) 男女共同参画の推進
- (2) 配偶者等からの暴力対策
- (3) 性的マイノリティ支援
- (4) 女性活躍の推進
- (5) 人権啓発の促進

【文化部】

- (1) 文化芸術の振興
- (2) 文化芸術施設の管理運営
- (3) 博物館計画の推進
- (4) 札幌国際芸術祭の開催準備
- (5) 文化財の保存活用
- (6) 埋蔵文化財の調査及び保護普及啓発